



ひだかインフォメーション

市役所へのご連絡は

☎ 989-2111 FAX 989-2316

ホームページアドレス

<https://www.city.hidaka.lg.jp/>

お知らせ



国民健康保険加入世帯へ 納税通知書を7月上旬に発送

国民健康保険税は、毎年4月から翌年3月までの1年間の税額を8回の納期に分けて納付します。年度の途中で脱退・加入したときは、月割りで計算します。また、国民健康保険税は、世帯単位で課税され、世帯主が納税義務者となります。

国民健康保険税は前年中の所得等に応じて計算しますが、所得が少ない世帯の場合は均等割額の軽減制度があります。軽減を受ける場合、世帯主および国保加入者(16歳以上の人の)の所得申告が必要です。

※新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の収入が減少したときや、災害など特別な事情で納付が困難な世帯は、減免される場合があります。

※会社の倒産や解雇などの理由で失業した人は、軽減される場合があります。

※納付には便利な口座振替をご利用ください。

問い合わせ 保険年金課国民健康保険担当(1階③番窓)

国民健康保険「限度額適用認定証」等の交付および更新

入院や通院により1か月に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えるときには、「限度額適用認定証」等を提示すると、医療機関等での支払いを自己負担限度額までとすることが出来ます。また、入院時の食事が減額できる場合もあります。認定は申請月の1日からとなりますので、必要な人は窓口で申請してください。

※認定証の有効期限は、毎年7月31日までです。引き続き認定を受けるためには、再度申請が必要です。

対象 次の①～③のいずれかに該当する人

①70歳未満の人

②70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の人

③70歳以上75歳未満で課税所得145万円以上690万円未満の世帯の人
条件 国民健康保険税に滞納がなく、所得の申告をしていること

持ち物 国民健康保険被保険者証(保険証)、マイナンバーカードまたは通知カード、本人確認ができるもの(運転免許証等)

問い合わせ 保険年金課国民健康保険担当(1階③番窓)

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に発送

後期高齢者医療制度では、世帯単位ではなく、被保険者ごとに保険料を納める必要があります。保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。計算方法は、県後期高齢者医療広域連合が決定するため、県内は全て同じ方法となります。

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合には、均等割額が軽減されます。



ねんきん
三二知識
保険年金課
国民年金・医療費担当

国民年金保険料の免除制度

経済的な理由や災害等により、保険料を納めることが困難なときは、国民年金保険料の納付が免除または猶予される制度があります。令和3年度の免除申請の受け付けは7月から開始され、7月から令和4年6月までの期間を対象として審査されます。

免除の種類

免除 申請者・配偶者・世帯主の前年の所得等を審査して、全額または一部(4分の3、2分の1、4分の1)を免除します。

納付猶予 申請者・配偶者の前

年の所得等を審査して、一時的に納付を猶予します。
※50歳未満の人(学生を除く)が申請できます。

留意事項

○申請日から2年1か月分さかのぼった免除申請もできます。
○学生は学生納付特例制度が優先されます(申請・承認期間は4月～翌年3月)。

○申請は毎年必要ですが、全額免除または納付猶予に該当する場合は、希望により翌年手続きをしなくても継続して申請できる制度があります。

日本年金機構ホームページで国民年金制度や保険料の免除制度について分かりやすく表現した動画が掲載されています。ぜひご覧ください。

問い合わせ 保険年金課国民年金・医療費担当(1階④番窓)

をご覧ください。

問い合わせ 保険年金課国民年金・医療費担当(1階④番窓)

□



後期高齢者医療被保険者証 (保険証)の更新

現在使用している後期高齢者医療被保険者証(保険証)の有効期限は、毎年7月31日までです。8月1日から有効の新しい保険証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。受け取りには、受領印が必要です。不在の場合は、郵便局から不在連絡票が置かれますので、その内容に基づいて受領してください。郵便局の保管期間(配達から1週間)を過ぎた場合は、市で保管します。

7月31日(土)までに保険証が届かない場合や、保険証の内容に変更・誤りがある場合は、左記へご連絡ください。

有効期間が切れた保険証は、左記または各出張所へ返却するか、ご自身で裁断するなどの処分をしてください。

問い合わせ 保険年金課国民年金・医療費担当(1階④番窓口)

糖尿病性腎症重症化予防対策事業を行っています
市では、県と埼玉県国民健康保険団体連合会と共同で、国民健康保険被保険者を対象に、糖尿病性腎症重症化予防対策事業を行っています。特定健診のデータや医療機関の受診状況等を

基に重症化するリスクの高い人には、「生活習慣支援プログラム」への参加を呼び掛けています。また、医療機関への受診をしていない人や、治療を中断してしまった人には、医療機関への受診の案内を行っています。案内が届いた人は、プログラムへの参加や、医療機関への受診をお願いします。

問い合わせ 保険年金課国民健康保険担当(1階③番窓口)



夏の交通事故防止運動が実施されます

7月15日(木)から24日(土)まで、夏の交通事故防止運動が実施されます。

日頃から安全運転を心掛け、車で歩行者の近くを走行する時はスピードを落とし、夜間はハイビームとロービームの切り替えを積極的に活用しましょう。また、夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい色の服を着用する、反射材を身に着けるなど、交通事故に遭わないように注意しましょう。

自転車の交通事故防止の日、飲酒運転根絶の日

7月16日(金)
交通事故死ゼロを目指す日、歩行者保護の日

7月20日(火)
危機管理課交通安全全・防犯担当



交通遺児等援護一時金を給付しています

県交通安全対策協議会では、県内に在住する交通遺児等を対象に、援護一時金を給付しています。

対象 令和2年4月1日以降交通遺児等となった18歳以下の人

※交通遺児等とは、交通事故(陸海空全ての交通機関の運航により生じた事故が対象)により死亡または重い障がいを負った保護者に養育されている18歳以下の人です。

給付額 子ども1人につき10万円(1回のみ)

給付時期 令和3年11月または4年5月

申請書類 危機管理課または各学校等にある「交通遺児援護基金のしおり」参照

提出期限および提出先

令和3年11月支給決定分…8月31日(火)、令和4年5月支給分…令和4年2月28日(月)までに、郵送(当日消印有効)または直接みずほ信託銀行(株)浦和支店個人営業課(さいたま市浦和区高砂2-6-18)へ

問い合わせ
○県防犯・交通安全課
☎048-830-2958

○危機管理課交通安全・防犯担当

サマージャンボ宝くじが販売開始!

今年のサマージャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて7億円。同時発売のサマージャンボミニは1等・前後賞合わせて5000万円。

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

発売期間

7月13日(火)～8月13日(金)

抽せん日 8月25日(火)

問い合わせ (公財)埼玉県市町村振興協会
☎048-822-5004



くりっかーの可燃ごみレポート

各家庭から出された可燃ごみの速報値です

令和3年5月の可燃ごみ		昨年同月との比較
全体量	959.15 t	-122.43 t
処理費用	39,564,938 円	-5,050,237 円
1人当たりの量	17.40 kg	-2.08 kg
1人当たりの処理費用	718 円	-85 円

問い合わせ 環境課廃棄物対策担当

暑い日が続くと水分補給の機会が増えることから、飲料缶やペットボトル飲料の消費が多くなります。缶やペットボトルは貴重な資源です。ごみに出すときは、しっかりと分別してリサイクルをしましょう。

※数値は四捨五入しています。
※処理費用は、全体量に41,250円/tを乗じたものです。
※1人あたりは、当該月の総人口を基に算出しています。

